

大和市告示第236号

大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年12月11日

大和市長 大 木 哲

大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第164号）の一部を次のように改正する。

題名中「撤去費」の次に「及び改善費」を加える。

第1条中「撤去する」を「除却し、又はフェンス等を新たに設置する」に改める。

第2条第4号中「撤去する工事」を「除却すること」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) フェンス等 アルミフェンス、スチールフェンスその他不燃性の材料を用いたフェンス類をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 改善 撤去した跡地等に、フェンス等を新たに設置することをいう。

第3条第1項中「撤去」の次に「又は改善」を加え、同条第2項第2号中「前条第3号」を「前条第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 補助の対象となるフェンス等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 前項第1号に掲げるもの

(2) 建築基準法第42条第2項に規定する道路上に位置しないもの

第4条第1項各号列記以外の部分中「撤去」の次に「又は改善」を加え、同項第1号及び第2号中「撤去する部分」を「撤去する部位」に、「撤去工事」を「撤去に係る工事」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) フェンス等の部分 別表第1に定める単位当たりの標準工事費の額に、改善する部位の延長を乗じて得た額又は改善に係る工事の見積額のいずれか少ない額

第8条中「大和市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書」を「大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請書」に改め、同条第1号中「撤去」の次に「又は改善に係る工事」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 改善に係る計画平面図、立面図及び断面図（撤去のみの場合は不要）

第9条中「大和市ブロック塀等撤去費補助金等交付決定通知書」を「大和市ブロック塀等撤去費

及び改善費補助金交付決定通知書」に改める。

第10条中「大和市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書」を「大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付変更申請書」に改める。

第11条中「大和市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下書」を「大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請取下書」に改める。

第12条中「大和市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消・変更通知書」を「大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付決定取消・変更通知書」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「撤去」の次に「又は改善」を加え、「大和市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書」を「大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金完了実績報告書」に改め、同条第1号中「撤去」の次に「又は改善に係る工事」を加え、同条第2号中「撤去費用に係る領収書」を「撤去又は改善に係る工事費用の領収書」に改める。

第14条中「大和市ブロック塀等撤去費補助金確定通知書」を「大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金確定通知書」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

撤去し、又は改善する部位	工法	単位	単位当たりの標準工事費の額
ブロック塀等の塀部分	コンクリート ブレーカ	平方メートル	10,000円
	人力		15,000円
ブロック塀等の基礎部分	コンクリート ブレーカ	メートル	16,000円
	人力		24,000円
フェンス等の部分	全て	メートル	35,600円

## 別表第 2 (第 17 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市ブロック塀等調査申請書	第 6 条
第 2 号様式	大和市ブロック塀等調査結果通知書	第 7 条
第 3 号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請書	第 8 条
第 4 号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付決定通知書	第 9 条
第 5 号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付変更申請書	第 10 条
第 6 号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請取下書	第 11 条
第 7 号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付決定取消・ 変更通知書	第 12 条
第 8 号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金完了実績報告書	第 13 条
第 9 号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金確定通知書	第 14 条

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年8月1日からこの要綱の公表の日の前日までに大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定による通知を受けた者は、改正後の第2条第6号の改善の実施について、その実施の可否について市長と協議の上、平成32年3月31日までの間改正後の第8条の規定による改善に係る補助金の交付を申請することができる。この場合において、同要綱第4条第2項に規定する補助金の上限額は、撤去と合わせて300,000円とする。
- 3 改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年8月1日からこの要綱の公表の日の前日までに改正後の第2条第6号の改善を実施した者は、その実施の適否について市長と協議の上、平成32年3月31日までの間改正後の第8条の規定による改善に係る補助金の交付を申請することができる。この場合において、同要綱第4条第2項に規定する補助金の上限額は、撤去と合わせて300,000円とする。